

本案につきまして、政府の提案理由は、去る三日に聴取いたしておりますが、詳細説明につきましては、内容が簡単でありますので、便宜これを省略いたしまして、直ちに質疑に入りたいと存じます。御異議はありませんでしょうか。

「異議なし」と呼ぶ者あり。

○委員長(館哲二君) 御異議ないと認めます。

す。質疑のおありの方は、順次御発言

○鈴木壽君 今度さらに、三十四年度から出資が五億ふえるようになつておるわけでござりますが、これによつて、合せて十五億の出資ですが、どのくらいですね、公庫債のワクが多くなるものが、一つその点について、三十三年度と比較して、この五億円の出資増によつてどうなるのか。これを一つ伺いたいと思ひます。

○政府委員(鷹野謙君) 御承知のように、公庫を運営していくための準備等を必要といたします。でき得る限り低利に貸しつけをいたしたいというような関係から、出資を求めて参つておるわけでございますが、三十四年度の計画といたしましては、出資金五億円は、全額貸付に回したいというようになっておるわけでございますが、百億円の公庫債の発行もございますので、合せまして約百四億円を融資できるというように計画いたしております。

で、出資を三十四年度さらに五億ふやす。そうすると、あなた方が考えておられる一応の出資金の最終的な額といふものは、どのくらいの程度で考えておられますか。たとえば、もつと申しますと、年々五億円くらいうつぶやえてきておるのですが、二十億、二十五億、三十億、こういうふうにいくものか、そちら辺、資本金をどの程度にしたいといふふうにお考えですか。

○政府委員(奥野誠亮君) 出資をしてもらいますことは、一つは事務費等をまかならうことになりますけれども、これは、従来の出資金で十分間に合つているわけであります。今度は貸付利率を引き下げていきたい、こういう考え方を持つておるわけであります。従いまして、債券発行によりますと、どうしても相当な利回りになつてしまいますが。これは、公営企業を発展させますためには、でき得る限りコストの低い資金が必要といたしますので、そういう意味では、この債券応募者に支払います利率、これも薄めるといいますか、そういう意味において出資金を得たい、こういう考え方があるわけであります。特に低利で貸し付けたいものとしでは、公有林の整備のための資金の融通をはかりたい。そういたしますと、それども、そういたしますと、相当の政府出資を毎年仰いでいきませんと、債券発行による資金というだけでは、そのような運営ができないわけであります。従いまして、そういうことと回したい資金の分量と見合つて出資の額がきまつてくる。逆に申します

と、出資の額がきまつて、その方面に回し得る資金の分量が結果的に定まつてくる。こうしたことになつてくるのではないかと思ふのであります。

○鈴木壽君 だから私は、そういうような関係で、十五億でいいというのか。いろいろ今後の仕事の面からして、将来の出資はこれであといのかどうかということだけなんです。あの出資を増額することについていろいろというのはわかりますけれども、もつと申しますと、当初の金融公庫が発足する際の自治庁の考え方としては、資本金二十億円くらいのものにしたいといふよろなことが強く主張されておったのではないかと思うのです。こういうことから、当初は五億しかない、三十一年度は十億、三十四年は十五億になつておりますと、目標に合せるようになりますと、五億ずつやしていくのかと、こういうことなんですね。

○政府委員(奥野誠亮君) 出資金を多くして参りますほど利率を下げるわけがござります。現在七五六厘で貸付をしておるわけがあります。もとより指定地方債になりますと、八分三厘くらいに回つておるわけであります。同じように地方団体が発行するものでありますと、六分三厘ないし六分五厘になつておるわけであります。もとより御承知のように、資金運用部資金でありますと、六分三厘ないし六分五厘になります。京都その他の大都市府県が発行しておられます地方債では、八分三厘くらいになるわけであります。公営企業金融公庫から貸し付けますものは七分六厘、資金運用部が公営企業に貸し付けますものが六分五厘、それから一般の公共事業に貸し付けますものが六分三厘、

お聞きしているのでなくて、これはあ
るからお聞きしたいと思いますが、当
初、さつきも申し上げましたように、三
公営企業金融公庫の発足する際に、三
十二年度でやる場合に、出資金を二十
億円程度持つてやつていいかといふこと
で、だいぶおやりになつたのでは
ないかと思う。しかし五億しか出なかつ
た、こういうのじやなかつたかと私は
思つてゐるのです。そこで、三十三年
度では、さらに五億の出資が増になつ
て、十億になつたわけです。来年度は
さらに十五億になる、こういうふう
に、目標についてだんだん上つて、近
づいてきているわけです。そこで、一
いふ話が出ておりますけれども、当時
は、こういう問題も含めてといふこと
ではなかつたわけです。そこで、そ
うに言つて。これは去年あたりからいろ
いろの話を聞いておりますけれども、当時
に二十億の出資はぜひほしいのだと
言つて、御努力なさつたはずです。当初
話は、何だか裏話みたいになるけれど
も、たしかそうだったと思う。そこで、
今言つたように、五億、十億、今度は
十五億、こういうふうになるのだが、
当初に考えておつたように、二十億と
いうふうな考え方であるのか。私
は、それによつて利率がどうのこうの
といふことよりも、そういう資金の目
標について一つお尋ねしているわけで

いうような考え方を持つておつたことがございます。言いかえれば、債券発行の限度額が出資金の二十倍までというような立法例が相当いろいろなところにあるのでござりますから、そういうところから、最終目標の債券発行額を千億と抑えまして、その二十分の一の五十億円ぐらいの出資金を得たい、こういう案を持つておつたことがござります。二十億とおつしやるのは、この金額ではなかなかと思ふのですけれども、要するに、出資金というものがその機関の一つの信用力を表わすのだ。こういうよろなことから相当の出資を得たい。そうして思い切って、債券発行額も相当な分量を持つておいたのが、こういう考え方をいたしておつたわけであります。しかし、信用力といふ問題になりますと、債券に政府保証がついておることでござりますので、一般的の企業のような考え方をとる必要もなかろう、こういう考え方があつたわけござります。現在は、やはり今、たびたび申し上げますよくなつの事業計画から、それに応じた出資金額を定めていけばよろしいのではないか、こう思つておるのでござります。

○鈴木善君 実は、きよるは私は、当初発足するまでのいろいろ持つておられた案についての資料をきよらは持つてこなかつたので、額については二十億のそれをやるとか、何もそういうことじやないんですねが、当時、私の記憶によれば、二十億で発足したいといふことがあることを記憶しているものか、そこらへん一つ。

こういう案を持つておつたことがござります。二十億とおつしやるのは、この金額ではなかなかと思ふのですけれども、要するに、出資金といふものがその機関の一つの信用力を表わすのだから、これは乱すことは好ましくないといふ気持を持つております。されど、これは、その問題は、これは発足によって出資というものを考えていかなければならぬということもあり得ると思いますから、その点は私はその程度にしておきます。

ただ、利率の問題ですが、先ほど局長がお触れになり、現在は七分六厘でありますから、その点は私はその程度にしておきます。

さあまことに七分三厘、せいぜい四厘くらいにしたい、こういうことであります。五億の出資も、それであつたのです。五億の出資も、それでいつかなければならないといふことにいたしておる次第であります。さらにはつきりこの委員会の席で言明されましたことは七分三厘、せいぜい四厘くらいにしたい、こういうことであります。最近また金融情勢が變つて参つておつたのですが、当初出発する際に、私

の問題も、これからどうなるかというの問題も、これからどうなるかといふことをお聞きしたいのですけれども、先ほどお聞きしましたように、当初出発する際には、この委員会でははつきり、七分三厘ないし四厘くらいに押さえられるんだ、それでやつていけるんだ、こういう説明であつた。これははつきり会議録に残つております。奥野さんの時代ではなかつたのですけれども、そういう事情ではないといふことになつております。今後なおまづ当時の担当の方々がおつしやつておつたのですが、その後実際発足してみると、これはいろいろ事務費等の関係あるいは資金等の関係もありますと、同じことをお聞きしたいのですけれども、先ほどお聞きしましたように、当初出発する際には、この委員会でははつきり、七分三厘ないし四厘くらいに押さえられるんだ、それでやつていけるんだ、こういふことです。

○鈴木善君 私、くどいようですが、奥野さんの時代ではなかつたのですけれども、そういう事情ではないといふことになつております。今後なおまづ当時の担当の方々がおつしやつておつたのですが、その後実際発足してみると、これはいろいろ事務費等の関係あるいは資金等の関係もありますと、同じことをお聞きしたいのですけれども、先ほどお聞きしましたように、当初出発する際には、この委員会でははつきり、七分三厘ないし四厘くらいに押さえられるんだ、それでやつていけるんだ、こういふことです。

○鈴木善君 それをお聞きしたときに、少くとも七分三厘があるいは四厘程度に当面押えられるものかどうか、そこらへん一つ。

そこで、今後利率を引き下げるために努力する、従つて出資の分を考えるといふことになれば、さつき私がお聞きいたしましたものですから、それについての計画的な増額だらうか。こういうふうに私は思ったものですからお聞きしたわけなんですね。

○鈴木善君 とりあえず現在三十四年度も七分六厘で行く、こういうことになるとすればならない。こうおつしやいます。が、私どもも、下げなければ、どうか安い金利で、低い金利で始末をすべきであると思うから、さつきも

だら、だんだん出資が多くなつてき

ているから、再来年度あたりは、五

億くらいをえて二十億程度になるのか

などと、こういうふうに一つ予想され

ましたものですから、それについての

話がついておりません。従いまして、三十四年度におきましては、従来通り七分六厘で貸し付けていくという計画にいたしておる次第であります。さらにはつきり、資金運用部の資金でありますと、一般的の公共事業につきましては六分三厘で貸し付けます。それから、大蔵省の関係では、それぞれ金利については、事業ごとに一応の系列があるのだから、これは乱すことは好ましくないといふ気持を持つております。されど、これは、事業ごとに一応の系列があるのだから、これは乱すことは好ましくないといふ気持を持つております。されど、これは乱すことは好ましくないといふ気持を持つおります。

それから今、先ほどお話を

に、私たちといたしましては、公営企業の整備のために、設けられた機関でございますので、この公庫を通じましてそういう資金の貸付を行なうことが筋道だろう、こういろいろ現状も存じておるわけでござります。将来ともそういうつもりで努力をしていきたいと、かように考えておるのでござります。

○鈴木壽君 私は、ここで問題になるのは、確かにその農林漁業金融公庫の方に相当造林のための額が計上されております。三十四年度では、四十一億八千万円の額が計上されて、昨年度より大体七億ぐらいふえておるわけですね。このふえておる約七億というのは、今度あなた方が要望し、この公庫で取り扱いたい、こういうふうに考えられた金そのままでございますが。

○政府委員(奥野誠亮君) 自治廳から大蔵省へ予算要求をしておりましたときの造林のための出資金の増額が、たしか六億五千万円だったと思っております。現在国の予算説明を読んでみると、造林資金の貸付を補助にかゝって行うと、そしてさしあたり融資対象には七千町歩予定する、それに伴う出資金の増額七億円と、こう示されております。私たちが言つておりますけれども、いま六億五千万円と直接関係があるのかどうか知りませんが、数字の関係はそくなつております。

○鈴木壽君 お話をのように、予算書の中には、農林漁業金融公庫のことになると、一般会計からの造林事業出資七億円と、こういうふうにあって、貸付計画の中には、先ほど申し上げましたように、三十四年度の予算額として四十一億八千万円、こういうふうになつ

が、金では、大体七億円がふえておるわけですが、金で見合う程度の金がふえているわけですが、実際問題として、果してあなた方が要望したそのものをおまるまるそつちの方へ突っ込んだのかどうか、これははつきりしませんけれども、そういう形になつてくるのですが、そこで、いずれ額のことはともかくとして、農林漁業金融公庫から、あなた方が考えており、あるいはまた各団体から要望されておりましたような市町村のいわゆる公有林の整備あるいは造林等のために、この公庫から金がストレートに行くものかどうか、私はちょっとこの点については疑問があると思うのですが、いろいろ今のこの法規その他からまして、財政法の問題等からしまして、私はまつすぐにここには行くものじゃないだらうと、こう思うのですが、その点はどうでしよう。たとえば、農林漁業金融公庫から、市町村でなしに、森林組合とか何とか、そういう団体に行くかもしけませんが、今のいろいろな規定からしますと、まつすぐに市町村には行かなないのじゃないか。そうすれば、これはいわゆる公有林野の整備のための金といふようなこととはちよつと違つたことになりはしないか。こう私は思うのですが、この点、どうでしよう。

きないと、こう私たちは解釈しております。といいますのは、農林漁業金融融資をすることを困難とするものに対しても、公庫法の第一条に公庫の目的を書いてあります。つまりまして、農林漁業者に対し、農林中央金庫その他一般の金融機関が融資をするのだと、こう規定をいたしておるわけでござります。そういたしまして、農林漁業者の中に市町村が入るのだろうかどうか。もとより市町村は、相当の林野を持って造林もいたしております。しかし、私が収益のために林業を営んでおるというのとは若干の違いが違うのじゃないか。いわゆる治山治水の管理でありますとか、あるいは県有林の造成のためでありますとか、いろいろな角度から造林を行なっておりますけれども、いわゆる農林漁業者という中には入らないのではないか、こう思つておるのでありますて、これもしかし一つの認定の問題としておりますけれども、いわゆる農林漁業者といふことになるのかもしれません。その次に、農林中央金庫その他一般の金融機関の融資を困難とするものに対しても、融資をするのだと書いてあります、市町村は、一般的の金融機関の融資を困難とするものではないと思います。起債の許可がありません限りは融資はできません。起債の許可を受けられたら融資ができるのじやないかと、こう思つてあります。いわんや公営企業金融公庫の設立された今日におきましては、市町村に起債が許可されない公営企業であるにもかかわらず、公営企業金融公庫が融資を困難とすることはあり得ないということだと思うのでありますて、そういう意味において、私たちは、農林漁業金融公庫から直接市町村に融資する

ことはできない、という法律解釈を持つております。そういたしますと、今、鈴木さんが御指摘になつたように、農林漁業金融公庫の融資をしようとするならば、森林組合に融資をせざるを得ないので、市町村が自分の林野に造林をしたいとする場合に、森林組合に造林の仕事を委託するよりほかに方法がない、こうしたことにならざるを得ないと、こう思いますが、非常につきりしないことではありますので、私たちとしては、今日でもなお、公営企業金融公庫から融資をしたいものと、こう思つておりますけれども、予算のいきさつもございまして、なかなか簡単に解決できないのではないか。そういたしまして、もう一年待たなければ私たちの念願が達成されない、こういうことにならざるを得ないのではないか、いろいろよくな気持を持つてゐるわけであります。できる限りすみやかに、今日でも、公営企業金融公庫から直接市町村に造林資金を融資できるといふような方向に政府部内の話し合いを持つていきたいものと、また、そういう努力を今日においてもお統けていきます。

扱うんだというような形にした方がいいのじやないかと思うんですから、その点一つこの問題につきまして、要望みたいなことになりましたけれども、あなた方もそういうふうにお考えになつていらっしゃるようございます。特にこの点申し上げておきたいから、特にこの点申し上げておきたいと思います。これは、地方財政法違反にもなりますし……。

それからほかの問題ですが、現在、地方の団体のいわゆる公募地方債といふものですね。この状況はどうなつておるのか。それから、前からいろいろこの公庫での借りかえの問題が強く要望されておりましたし、また、するようにしたいと、こういうふうにおっしゃっておりましたから、こういう点の状況もあわせて一つお聞きしたいと思ひます。

○政府委員(奥野誠亮君) 御承知のよ

うに、三十四年度の地方債計画といたしましては千百億、そのうち政府資金

うちわけは、公営企業金融公庫の分と

指定地方債の分とだけでござります。

しかし、状況によりましては、縁故募

集の公募債というよろんなものも認めて

入れていないのでござります。なお、

借りかえの問題につきましては、公営

企業金融公庫でもできれば若干でも

やつておきたいと、こういう気持を

持つておるわけでござりますし、ま

た、それだけの資金もあるわけでござ

りますので、特に必要なものにつきま

しては、若干でもそういう方向に振り

向けていきたいという希望を持つております。それでございます。

○鈴木壽君 この問題について、公庫

が発足する当時からいろいろ論議され

た問題でありますし、また実情も、

せひそういうふうな段階になつて

いるのじやないかと思うのです。これ

は、今お聞きしましたように、現在の

ところの公募地方債の状況がどうなつて

おるか、私全然つかんでおりませんか

ら、これはあとで、府県、市町村分二

つぐらいに分けて、あるいはそれを一

般会計と公営企業会計と二つぐらいに

分けて、あとでお知らせ願いたいと思

います。が、ともかく私は、的確な数字は

つかんでおりませんが、地方の相当大

きな問題になつておりますし、また、

利息も大へん負担になつていると思

うのです。だから、こういう問題を解

決する一つの方法として、幸いこうい

う公庫ができるだから、何とかここで

借りかえの措置を講ずべきであるとい

うことです。だから、三十二年のこの法案がで

るときにも、それから三十三年の一部

改正のときにも、これは衆参両を通じ

ての附帯決議になつておるのでです。

ですから、私ども、まあ当初の計画の

ところ、今年よりふえて、八十億から百億、まあ

実際は一〇三・七五億ですか、その程

度であるようござりますが、そろそ

ると、百億と計画するのだが、百四億

ちょっと足らない数字でござりますけ

れども、多少余裕があるから、これで

もつて一時公募地方債の借りかえの一

部に充てたいと、こういうお詫なんで

ありますか。

○政府委員(奥野誠亮君) その通りで

ござります。

○鈴木壽君 どうも三億か四億で、こ

れはまさに少い額だと思うのです

が、もっと何とかならなかつたわけで

すか。

そこで、もう少し詳しくお話を伺

ります。

そこで、もう少し詳しくお話を伺

ります

企業金融公庫の業務方法書を改正しなければならないわけあります。この業務方法書の改正について、率直に申し上げますと、自治庁と大蔵省当局との話がつきませんでした。しかし、幸いにして先般ようやく話がつきまして、短期融資ができるという公営企業金融公庫の業務方法書を両者ともに承認することになったのであります。そちらしてその施行を三十四年度から、こういうことにしておきますので、三十四年の四月一日以後におきましては、公営企業金融公庫において短期融資もしていくことができるといふようになつておきたいと思います。

○鈴木壽君　どうもお話を、私どもが蔭で聞いていることと同じことなんですが、その法律で、かりに大蔵省がどの程度不服であつたかわかりませんが、ともかく今法律ができて、その後その法律のために必要な方法書を、何と言いますか、改めることなどどうのこうのと言つては、これはまことに不異議なことだと思いますが、それじゃ、それはいつごろ話し合ひがつきましたか。

○政府委員(奥野誠亮君)　話を持ち出しましたのは、私は去年の夏だと、こら聞いております。話し合いのつきましたのは、十日ほど前のようにあります。

○鈴木壽君　どうですか。こういうような問題、おかしいではありませんか。一つ今、事務当局ではなしに、黒金さん、どうもこれはおかしい問題だと思いますね。昨年の三月でしたが、四月でもしたが、この法律の改正ができるたのは、三月二十七日に通つてゐるのです。その後話し合いを始めたのが少

しおそいんですね。それにして、一年もたつて話し合いがついたというのはまことにおかしい話だと思いますが、何か黒金さんもある程度御折衝なされたのじゃないかと思いますが、いかがですか。

○政府委員(黒金泰美君) 私は折衝いたしておりませんので、つまびらかでございませんが、考え方といたしましては、まことに鈴木さんのお考えと同感でござります。

○鈴木壽君 そうすると、三十四年度からは短期融資の道もはつきりできると、こういうことですね。大体あれでしようか。これは予想しかできないと思いますが、そのときの資金の状況にもよると思うのですが、どの程度考慮されていられるか。あまりほんやりしたような聞き方をいたしまして、恐縮ですが、今までにも多少あったのではないかとおもいます。

○政府委員(奥野誠亮君) 今までには、法律上できなかつたのですございます。国会修正で、一時借入金にも応ずることができるということになつたのですございます。なお、短期融通いたしますのは、一応三カ月間に切りまして、そしてなお必要のある場合には、二月以内の期間を限つて借り入れをやることができるというような業務方法書にいたしましたわけでございます。今後どの程度公営企業の側から短期融通の要望が出て参りますか、その程度がわかりませんので、幾らという金額をここで具体的に申し上げるのは困難ではないかと、こう思つております。しかし、できる限りそういう要望に応じ得るような資金繰りを考えればよろしいのではないかと、こう思つておるわけです。

○鈴木壽君 いわば表面切つての短期融資というような格好でなくとも、ちよつと起債の前借りみたいな格好でも、そういうような形でも処理しておられませんか。

○政府委員(奥野誠亮君) 公庫法に起債の前貸しの規定は入っていると思います。ですからこれは……。

○鈴木壽君 いや、もちろんそれとこれとあるのだが、そういうよよりな形において何か取り扱つたという、正式のいわゆる短期融資ということでは全然やつておらないと、こういうことなんですね。

○政府委員(奥野誠亮君) その通りでござります。

○鈴木壽君 一つ課長さん、昨年だつたと思いますが、各団体の一時借り入れに関する調べをいただいておりますが、これは三十一年度、それから三十二年度上期のやつをいただいておりますが、そういうような資料ございませんか。

○説明員(山野幸吉君) 最近のやつはまだ作つております。

○鈴木壽君 そうですか。これはまあくどいようですが、やはり地方では、この問題に相当頭を悩めておりまして、利息も高いし、中には九分くらいの金、あるいは九分以上の金を借りているところもずいぶんあります。特に市町村では、一体に利息は高いようですかねると思いますけれども、できるだけ公庫でめんどうを見つけてやるというような方法に、一つぜひともやつていいといったきたいと思うのです。

○占部秀男君 関連。貸付の方面で、

関連してお伺いしたいのですが、三十四年二月現在の貸付の調べを見ますと、主として水道、電気や港湾関係で、貸付が行われておるのですが、市場あるいは層畜場ですね。こういう関係の貸付が非常に少いように感ぜられるのですが、これは、何かやはり向うの方から要求が少いのでありますか。その点はどうですか。

○政府委員(奥野誠亮君) 公営企業で一番大きなのは、何といいましても電気と水道でございます。なおまた、層場などは、数もくわすかなものでございますけれども、できる限りこういうものについては政府資金を融通していただきたい、低利の資金を貸し付けたい、こういう考え方で運用をいたしております。

○占部秀男君 それから、今、相当公営企業という形で困っているのは病院関係なんですね。相當困っているのですけれども、病院関係などを見ても、これは千一億ばかりになつておるので、これでも、これは、やはり病院関係の要求といふものが現在少いからこういう形になつておるので、どうも、県立や市立などあつちこつち行つてみましても、相當もうこの問題は困つておるようになります。今は、資料がないから言えないので、すけれども、概略的に見て、どこへ行つても、借り入れの方面で困つております。減額いたしましたのは、厚生省の病院に向けるものを減額したことから起つておる問題じゃないかと思つております。減額いたしましたのは、厚生省の

生年金還元融資の方で約四十億円程度を病院にもつていいことになつておりますので、従つて、一般地方債のワクをそれだけ押えたわけでござります。たゞ、還元融資を受けられるところと受けられないところとござりますし、一般の地方債を予定しておりますところが、厚年の資金に振り向けることも困難だという問題も若干あつたのではないか、こういうふうなことを心配いたしておるわけでございまして、たまたま三十三年が切りかその年でございましたので、そういう混乱も一部に起つたのではないかと心配をしておるわけでございます。

○鈴木壽君 公庫の公募債のワクですが、来年度は百億というになるわけですが、年々七十億から八十億、今度は百億といふふうにふえてきておることはけつこうですが、ただし少し、今の地方財政計画の中の公募債の二百五十億というようなものからしますと、ワクは、これはもつとふやさなければならぬと思うのですが、めどとしてどの程度まで、年々公募債のワクは、これは動くことでございましようが、これは動くかもしれないが、全部の公募債地方財政計画における少くとも公営企業会計分については、この公庫で取り扱うよろにできないものかどうか。そういうふうにすべきじゃないだろうかと思うのですが、その点どうでしようか。

○政府委員(奥野誠亮君) 公営企業金融公庫法の建前の問題もございますけれども、私たちには、やはり公営企業につきましても、金融機関が必要でござりますので、全面的にこの機関がその方面的の融資を担当するようを持つていい

なことは変じやないかと思うのです
が、一つあと関連があるようですか
ら……。

○占部秀男君

この問題はどうしても
出さなくちゃならぬのですか、率直に
言つて……。

○政府委員(奥野誠亮君)

これは、昨年
年の実は懸念でございまして、昨年
予算書が改まつてないからとい
ことで、ことしに延びて参つたわけで
あります。予算書も総裁というふうに
なつておるわけでございますので、せ
ひこの改正を御了解願いたいと思つて
おります。

○占部秀男君

どうも、公庫のこれは
機構の上から、職員の人数の上から言
ひのではないのですけれども、二十二、
三人か二十四、五人の人數のところで、
何か総裁というよろしい形にな
る。どうも率直に言つておもしろくな
いと思うのですがね。特に相手方は公
共団体に対する金融関係という形にな
るので、私は、むしろ理事長でいいの
ぢやないか。特に、さつき鈴木さんも
言われましたけれども、大蔵委員会で
は、政府の答弁として、今後総裁とい
うのは、むやみに総裁々々といつて、
何もかも、あんまり屋じやなけれど
も、総裁といつことになつたのではまず
いか、総裁はよやさないよにしよ
うということで、責任ある政府の大臣
が答弁しておられるわけです。これは、
この場合総裁といつのは、理事長の現
状のままいかれといつよろしく考
え方にはならぬのですか。

○政府委員(奥野誠亮君)

さつき私、
政府關係機關を読み上げたわけでもさ
いますけれども、そのほかに日本開
発銀行、日本輸出入銀行、日本専売公
社、日本国有鉄道、日本電信電話公社、
これら政府關係機關は、みな總裁とい
う言葉を使つておるのです。こ
れらの總裁という言葉が他の言葉に改
められますならば、それを一つの契機
として……全部こういう總裁という言
葉になつておりますのに、同じ政府機
関であります公營企業金融公庫だけが
だといつ感じになりますので、ぜひ統
一させていただきたいと思うのであり
ます。

○成瀬幡治君

事業計画でお尋ねした
のですが、上水道関係は、これがで
きたら相当進展するだらうと思ふ。進
展はしていると思うが、希望に対し、
ワクがあつて、百パーセント応じられ
てはおらないようありますが、どの
くらい近い数字になつておりますか。

○政府委員(奥野誠亮君)

お話のは、
公營企業金融公庫の問題であるといた
しますれば、希望通り行つてゐるわけ
でござります。ただ、水道事業をやりた
いという団体の希望を全部満たしてお
るかということになりますと、なにお
かず、増額をはかつて、いかにしよ
うに考えております。

○成瀬幡治君

そうすると、百四億と
し、数年前と比べますと、画期的に水
道債を増額しておりますので、非常な
進捗度を見て参つてきておる、かよう
す。

○政府委員(奥野誠亮君)

お話を聞いておる限り、
たちは増額をはかつて、いかにしよ
うに考えております。

○成瀬幡治君

あなたの方は、一定の
ワクをもつて、上水道はどのくらいだ
と、こうじやふうにワクをきめておられ
るから、百パーセントになるのだろう
と思いますが、自治体としては、実際

○政府委員(奥野誠亮君)

上水道については力を入れてやろうと
しておるわけですから、これは、そち
らの方の比率が知りたい百パーセント
と仰せられればそれまでですが……。

振られておりますか。

社、日本国有鉄道、日本電信電話公社、
これら政府關係機關は、みな總裁とい
う言葉を使つておるのです。こ
れらの總裁という言葉が他の言葉に改
められますならば、それを一つの契機
として……全部こういう總裁という言
葉になつておりますのに、同じ政府機
関であります公營企業金融公庫だけが
だといつ感じになりますので、ぜひ統
一させていただきたいと思うのであり
ます。

○政府委員(奥野誠亮君)

昭和三十三

○政府委員(奥野誠亮君)

地方債計画

年度の水道の中請額が三百九十一億円
全体としては百億の増でござります。

でございます。これに対しまして、起

債を許可しましたものが二百三十五億

でございまして、充当率が六五%とい
うことになつております。

○成瀬幡治君

これが今度百四億ほど
にふえるわけですね。当時は八十億見

当、今度になりますと、このパーセン
トはどのくらいに上りましょか、三

十四年度は。

○政府委員(奥野誠亮君)

従来のもの
がだんだん片づいて参つてきておりま
すが、そういう傾向からいいますと、そ
むしろ充当率が若干よくなつてくる
のではないかと、こう思います。二百
三十五億が二百四十五億に、十億しか
ふえておりませんけれども、今申して
おります関係からいふと、若干充当率
が上るのではないか、しかし、三十四
年度の計画はできておりませんので、
正確な見通しをつけることは困難でご
ざいますけれども、とにかくよくなる
方向へ改善していくと思いま
す。

○政府委員(奥野誠亮君)

におきまして、国際観光の五億円のワ
ークの中で、名古屋城でありますとか、
和歌山城でありますとか、岡崎城、熊
本城、小田原城、それだけ若干地方債

をおきまして、お話し聞いたことがあります
が、そういうことになつておるのであります。

○政府委員(奥野誠亮君)

三十三年度

におきまして、本院規則第七十二条により議

長に提出いたします報告書の作成につ
きましては、慣例によつてこれを委員
長に御一任願いたいと存じますが、御

異議がありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(館哲二君)

御異議がないと
認め、さよならに決定いたします。

午前中は、この程度で休憩いたしま
す。

午後零時二十八分休憩

午後一時五十二分開会

○委員長(館哲二君)

では、ただいま
から委員会を開会いたします。

占部委員から、自治府長官に質疑が

あるそうでありますから、御発言を許

します。

○占部秀男君

ちよらど大臣久しぶり
でござりますから、提出法律案の問
題についてちょっとお聞きしたいので
します。

○委員長(館哲二君)

御異議がないよ
うでありますから、質疑は結局したま
まのと認めまして、直ちに討論に入ります。

末尾のところに、なお設置法に

御意見のおありの方は、賛否を明ら
かにしてお述べをお願いしたいと存じま
す。——別に御発言もなければ、討論
は終局したものと認め、直ちに採決に
入ります。

公營企業金融公庫法の一部を改正す
る法律案を問題に供します。本案を原
案通り可決することに賛成の諸君の挙
手を求めます。

〔賛成者挙手〕

御意見のおありの方は、賛否を明ら
かにしてお述べをお願いしたいと存じま
す。——別に御発言もなければ、討論
は終局したものと認め、直ちに採決に
入ります。

公營企業金融公庫法の一部を改正す
る法律案を問題に供します。本案を原
案通り可決することに賛成の諸君の挙
手を求めます。

御意見のおありの方は、賛否を明ら
かにしてお述べをお願いしたいと存じま
す。——別に御発言もなければ、討論
は終局したものと認め、直ちに採決に
入ります。

公營企業金融公庫法の一部を改正す
る法律案を問題に供します。本案を原
案通り可決することに賛成の諸君の挙
手を求めます。

御意見のおありの方は、賛否を明ら
かにしてお述べをお願いしたいと存じま
す。——別に御発言もなければ、討論
は終局したものと認め、直ちに採決に
入ります。

公營企業金融公庫法の一部を改正す
る法律案を問題に供します。本案を原
案通り可決することに賛成の諸君の挙
手を求めます。

御意見のおありの方は、賛否を明ら
かにしてお述べをお願いしたいと存じま
す。——別に御発言もなければ、討論
は終局したものと認め、直ちに採決に
入ります。

公營企業金融公庫法の一部を改正す
る法律案を問題に供します。本案を原
案通り可決することに賛成の諸君の挙
手を求めます。

御意見のおありの方は、賛否を明ら
かにしてお述べをお願いしたいと存じま
す。——別に御発言もなければ、討論
は終局したものと認め、直ちに採決に
入ります。

公營企業金融公庫法の一部を改正す
る法律案を問題に供します。本案を原
案通り可決することに賛成の諸君の挙
手を求めます。

御意見のおありの方は、賛否を明ら
かにしてお述べをお願いしたいと存じま
す。——別に御発言もなければ、討論
は終局したものと認め、直ちに採決に
入ります。

公營企業金融公庫法の一部を改正す
る法律案を問題に供します。本案を原
案通り可決することに賛成の諸君の挙
手を求めます。

御意見のおありの方は、賛否を明ら
かにしてお述べをお願いしたいと存じま
す。——別に御発言もなければ、討論
は終局したものと認め、直ちに採決に
入ります。

公營企業金融公庫法の一部を改正す
る法律案を問題に供します。本案を原
案通り可決することに賛成の諸君の挙
手を求めます。

御意見のおありの方は、賛否を明ら
かにしてお述べをお願いしたいと存じま
す。——別に御発言もなければ、討論
は終局したものと認め、直ちに採決に
入ります。

公營企業金融公庫法の一部を改正す
る法律案を問題に供します。本案を原
案通り可決することに賛成の諸君の挙
手を求めます。

御意見のおありの方は、賛否を明ら
かにしてお述べをお願いしたいと存じま
す。——別に御発言もなければ、討論
は終局したものと認め、直ちに採決に
入ります。

公營企業金融公庫法の一部を改正す
る法律案を問題に供します。本案を原
案通り可決することに賛成の諸君の挙
手を求めます。

御意見のおありの方は、賛否を明ら
かにしてお述べをお願いしたいと存じま
す。——別に御発言もなければ、討論
は終局したものと認め、直ちに採決に
入ります。

公營企業金融公庫法の一部を改正す
る法律案を問題に供します。本案を原
案通り可決することに賛成の諸君の挙
手を求めます。

御意見のおありの方は、賛否を明ら
かにしてお述べをお願いしたいと存じま
す。——別に御発言もなければ、討論
は終局したものと認め、直ちに採決に
入ります。

公營企業金融公庫法の一部を改正す
る法律案を問題に供します。本案を原
案通り可決することに賛成の諸君の挙
手を求めます。

御意見のおありの方は、賛否を明ら
かにしてお述べをお願いしたいと存じま
す。——別に御発言もなければ、討論
は終局したものと認め、直ちに採決に
入ります。

公營企業金融公庫法の一部を改正す
る法律案を問題に供します。本案を原
案通り可決することに賛成の諸君の挙
手を求めます。

御意見のおありの方は、賛否を明ら
かにしてお述べをお願いしたいと存じま
す。——別に御発言もなければ、討論
は終局したものと認め、直ちに採決に
入ります。

公營企業金融公庫法の一部を改正す
る法律案を問題に供します。本案を原
案通り可決することに賛成の諸君の挙
手を求めます。

御意見のおありの方は、賛否を明ら
かにしてお述べをお願いしたいと存じま
す。——別に御発言もなければ、討論
は終局したものと認め、直ちに採決に
入ります。

公營企業金融公庫法の一部を改正す
る法律案を問題に供します。本案を原
案通り可決することに賛成の諸君の挙
手を求めます。

御意見のおありの方は、賛否を明ら
かにしてお述べをお願いしたいと存じま
す。——別に御発言もなければ、討論
は終局したものと認め、直ちに採決に
入ります。

公營企業金融公庫法の一部を改正す
る法律案を問題に供します。本案を原
案通り可決することに賛成の諸君の挙
手を求めます。

御意見のおありの方は、賛否を明ら
かにしてお述べをお願いしたいと存じま
す。——別に御発言もなければ、討論
は終局したものと認め、直ちに採決に
入ります。

公營企業金融公庫法の一部を改正す
る法律案を問題に供します。本案を原
案通り可決することに賛成の諸君の挙
手を求めます。

御意見のおありの方は、賛否を明ら
かにしてお述べをお願いしたいと存じま
す。——別に御発言もなければ、討論
は終局したものと認め、直ちに採決に
入ります。

公營企業金融公庫法の一部を改正す
る法律案を問題に供します。本案を原
案通り可決することに賛成の諸君の挙
手を求めます。

御意見のおありの方は、賛否を明ら
かにしてお述べをお願いしたいと存じま
す。——別に御発言もなければ、討論
は終局したものと認め、直ちに採決に
入ります。

公營企業金融公庫法の一部を改正す
る法律案を問題に供します。本案を原
案通り可決することに賛成の諸君の挙
手を求めます。

御意見のおありの方は、賛否を明ら
かにしてお述べをお願いしたいと存じま
す。——別に御発言もなければ、討論
は終局したものと認め、直ちに採決に
入ります。

公營企業金融公庫法の一部を改正す
る法律案を問題に供します。本案を原
案通り可決することに賛成の諸君の挙
手を求めます。

御意見のおありの方は、賛否を明ら
かにしてお述べをお願いしたいと存じま
す。——別に御発言もなければ、討論
は終局したものと認め、直ちに採決に
入ります。

公營企業金融公庫法の一部を改正す
る法律案を問題に供します。本案を原
案通り可決することに賛成の諸君の挙
手を求めます。

御意見のおありの方は、賛否を明ら
かにしてお述べをお願いしたいと存じま
す。——別に御発言もなければ、討論
は終局したものと認め、直ちに採決に
入ります。

公營企業金融公庫法の一部を改正す
る法律案を問題に供します。本案を原
案通り可決することに賛成の諸君の挙
手を求めます。

御意見のおありの方は、賛否を明ら
かにしてお述べをお願いしたいと存じま
す。——別に御発言もなければ、討論
は終局したものと認め、直ちに採決に
入ります。

公營企業金融公庫法の一部を改正す
る法律案を問題に供します。本案を原
案通り可決することに賛成の諸君の挙
手を求めます。

御意見のおありの方は、賛否を明ら
かにしてお述べをお願いしたいと存じま
す。——別に御発言もなければ、討論
は終局したものと認め、直ちに採決に
入ります。

については検討中であるといふことが書かれているわけなんですが、二、三日前の新聞等で拝見したところによるところ、閣議の中で何かこの問題を出され、閣議で了解されたとか何とかといふことがちよつと出ておりましたが、その経過をできたらお願いしたいと思ひます。

○國務大臣(青木正君) 御承知のよう
に、行政機構についての審議会、そ
の答申もいたしましたので、政府
として諸問をして、答申をいただいた
以上、これに対しても政府の態度をきめ
なければならぬと、こういう問題が當
然あるわけであります。そこで、先日
の閣議におきまして、これは正式決定
というようなことではないのであります
が、雑談の間に、審議会の答申が出
た以上、これに対して政府として何か
態度をきめなければならぬのぢやない
か。そこで、問題となつておりますの
が、公安行政の一元化の問題、それか
ら自治省の設置の問題、この二つの問
題がまああるわけであります、それ
についての行政管理方面のこれまで
のいきさつ等を聞いたのであります。
各省間で調整を要する点があるので
公安行政については、なおまだ若干関

あります。自治省設置問題について
は、大体話、合意はついてはおります
が、なおこれは、政府とは直接関係な
いと言えばないかもしないが、現実
問題として、党のそれぞれの政調の機
関があるわけでありますので、その方
で検討中であるので、その検討が済め
ば、まあ考慮すべきではないかといふ
ような話を聞識であったわけであります
。そこで、与党の自由民主党の内部
の情勢を申し上げますと、きのうであ

りますか。地方行政部会の方の皆さんのお集まりがあつたのであります。地方行政部会にお集まりの皆さん方の御意向は、ぜひとも自治省設置法案をこの国会に提案いたしたいということ意見が一致をいたしたようであります。しかし、問題は行政機構の改革でありますので、これは単に地方行政として、

部会の問題だけではなくして、やはり内閣部会、また自由民主党には、行政機構に関する特別委員会も設けられておりますので、これらの審議を待つて、党としての態度をきめたい。また、政府といいたしましても、そういう党の方の情勢にとらみ合せて最終的な方針を決定いたしたいと、かように存じております。

私自身といいたしましては、私は、審議会の答申もあつたことでもあり、また世上では、やともすれば中央集権化のおそれがあるのじやないかというふことを申しておりますが、現行の憲法において、はつきりと地方自治の本旨がうたわれており、この憲法を受けたて、地方自治法が、その骨子とするところのこの法律の中には、地方自治といふ地元の本旨を實しているわけであります。そこで、憲

法を改正せず、地方自治法を改正しない以上、私は現行の自治制度といふものをどうまつも侵すものではなくして、むしろ私どもは、中央集権と適な立場に立つて、地方の府県なり、市町村なり、今日重大なる仕事をやっておりますので、その地方の意向を中央に正しく反映させるためには、やはり責任の所在はつきりする必要がある。こういう意味合いからいたしまして、私自身としては、ぜひともこの国会に

○占部秀男君 治省の設置法案を提案いたしたい
と、こういう考えは持っております。
しかし、前段申し上げましたように、
党の関係、また政府内部の関係におき
まして、まだ現在検討中であるという
ことが今までの経過であります。

りますが、内容の問題については、われわれの方としても意見はあるわけですが、これは別にいたしまして、そうすると、今度のこの国会には、この問題は見通しからうて出ないと考えて、よろしくうござりますか。その点、伺います。

○國務大臣(青木正君) 先ほども申し上げましたように、これは自治府全体の問題と、いうよりは、自治府としての私どもといふよりは、むしろ行政改革としての行政管理庁の問題になるわけであります。あるいは、提案は私の方でやる形になるかも知れませんが、しかし、行政管理庁が当然この問題に最も大きな発言権を持つわけであります。昨日の参議院の予算委員会におきまして、矢嶋委員の質問に対しまして、山口行政管理庁長官は、この国会に提案いたしたい方針だ、こういうこ

とを山口国務大臣が声明いたしておりま
す。従いまして、行政管理庁側の考
えとしては、この国会に提案したいと
いう考え方のものに検討しておると、こ
う私は了承いたしております。

○占部秀男君 そろしますと、はつき
り言つて、大臣もこの法案は出したい
といふ考え方を持たれておる。山口さ
んもそういふ方向で現在作業を
進めておる。そうすると、今度の國
会、今日のような状態で、もう会期

も、率直に言つて三月の半ばになつておる。これは相当私は重大な法律案じやないかと思うのですが、こういう法律案を、会期も三月の半ばになつてきて、しかも、実質問題として、期間の見通しも私が言うまでもないような状態になつてきてるときに、早急に拙速に出すという方向が、どうもわ

れわれとしては、何かこの問題、もし出されたあとで大きな問題が起きて、中途半端のような形になるというようなことになつたら、うちの方の党がむやみに反対したからこうだというふうなことになつてしまふと、選挙を控えて、われわれも非常に迷惑をするので、そういう点は、やはり長官の方としても、相当余裕のある形でこういう問題を出されるのが私は賢明な出し方ではないかといふふうに考えるのですが、まだ出すと言い切られたわけじゃないのですけれども、そういう点について、今国会で拙速に出すといふようなことはしなくて、やはりじっくりと、この次の通常国会なり、臨時国会もあるのですから、そういうところで出されるというような、かりにそういうふうな意向は長官としてはないです。あるいは、どうしてもできれば三

月、今国会に出す、こういうことになりますか。その点についてお伺いします。

○國務大臣(青木正君) もちろん、法案を提案いたすからには、政府としてはある程度の見通しがなければならないことは、言うまでもないことと思うのでありますし、この問題は、国会対策の関係になつてくるのでありますし、いよいよ最終的に提案するということになりますすれば、当然国会対策の一面向

らも検討しなければならぬ問題と思つてお
ります。ただ、政府といたしま
しては、行政制度の審議会の答申も出
ておりますので、答申を得て、やはり
それに対して政府として態度をきめな
ければならぬ、これまた言うまでもな
いと思ひのであります。そこで、国会に
対策の關係とてらみ合せまして、最終

的には決定いたしたい。ただ、私個人の希望から申し上げますと、ぜひこの国会に提案してお願いいたしたい、という気持を私自身として持つておりますが、しかし、私個人だけできある問題でありますんで、もちろん最終的にはそういう点等も十分考慮してきめなければならぬと考えております。

○ 松澤兼人君 これは、自治省設置だけではなくて、いろいろこういう、自治法はもろんですが、総理大臣とあるべきところをみな直してありますね。これは、こういう法律的な手続をこの際おやりになるのですか。読みかええ何かを自治省設置法の中へうたつて置いて、それで、総理大臣とあるところを自治大臣といふように読みかえると、一條でも置いておやりになるのですか。その辺はどうですか。

○國務大臣（吉木正君）　また法案の内容等、私詳しく見ておりませんので、はつきり申し上げかねるのであります
が、おそらく読みかえるような形で、一方の法律で整理すると、こういうことだと私は考えております。

○松澤兼人君　そういうことになります。
すと、これは自治庁を自治省に昇格させると、機構上の問題としては簡単かもしませんけれども、しかし、今まで自治法とか、あるいは自治

法関係のあらゆる地方自治に関する法律といふものを、自治省設置法で読みかえの条文を一つ置いてやるといふことは、これは非常に何といふのですか。法律の体裁から申しましても、いづれはまあ自治法それ自体を変えなければならぬことになるので、そんな読みかえでやるといふようなことは、これはもう愚の愚だと思うのですがね。そういうことをおやりになるのですか。

○國務大臣(青木正君) 立法技術上の問題でありますので、私、その方の専門家ではありませんので、はつきりしたことを申し上げかねるのであります。が、自治省設置法に伴う関係法令の整理といふような格好でありますか、何とかそんなような形で現在いくのじないかというふうにも考えております。○松澤兼人君 そこで、さつき占部君が言つたように、それは、どうせ作るならば、この四月一日から作るといふことは、青木国務大臣としても当然お考えだろうと思うのですけれども、そのためには、せつなく地方自治法その他の地方行政に関する法律といふものが体裁を整えてきているのを、自治省設置に伴う法令の改正といふような、そういう変な形でやるといふことは、自治長官としてよほど考えていたかなければならないませんよ。一年くらいたしまして、そして自治法なり地方行政に関する法律全体に手を加えるということであるなら別です。しかし、自治大臣総理大臣と、こう書いてあって、

ほかの法律で読みかえれば、それはもちろんいいでしようけれども、しかし、せつなく自治法といふものをわれわれはずつと検討してここまで直してかかるのを、それをほかの法律でもつて読みかえるといふようなことは、それにはもう大臣としてはなすべきじやないと思うのですが、そのところは、十分考えてもらわなければならないところです。

○委員長(館哲二君) それでは、これから次の問題に移りたいと思いますが、ただいままでに本委員会に政府提案で付託されております法律案のうち、消防組織法の一部を改正する法律案と地方税法の一部を改正する法律案につきまして、まだ説明を聞いておりませんので、この機会に説明を聞くことがあります。○委員長(館哲二君) 御異議がないようにおどまつて、まだ説明を聞いておりませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
とにかく、この機会に説明を聞くことにいたしたいと思いますが、御異議はありませんか。

○委員長(館哲二君) 御異議がないようありますから、順次説明を聞くことにいたしたいと思います。

まず、消防組織法の一部を改正することにつきまして、提案の理由を聽取いたします。

○國務大臣(青木正君) 今回提案いたしました消防組織法の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由並びにその内容の概略を御説明いたします。

消防組織法の一項を改正することにつきましては、先に消防審議会の答申もあり、また、從来より消防制度に関する法律全般に手を加えるとともに、その他の字句の修正、規定の整備をはかることにいたしました。

第四に、消防団長の職務を明確にいたしまして、市町村の消防の充実と合理化をはかることにいたしました。

第五に、その他字句の修正、規定の整備をはかることにいたしました。

以上がこの法律案を提出いたしました理由とその内容の概略であります。

たので、ここに提案いたした次第であります。

何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決下さらんことをお願ひいたします。

そこで、改正案においても、この方法をそのまま踏襲することとしております。

二、私法秩序の尊重、第三、徵収制度の合理化の三つをあげることができます。

第一に、租税徵収の確保に関する事項であります。

地方税は、地方団体の財政需要をまかなう基盤をなすものでありますから、その徵収を確保する必要があることは言うまでもなく、また、地方税と同様に賦課されたものを確實に徵収することは、租税負担の公平な見地から最も重要なことです。これによると、従来通り地方税の私債権に対する優先権を認めるとともに、徵税機関による自力執行権を維持することをいたしております。

第二は、私法秩序の尊重に関する事項であります。

すなわち、一方において、租税の徵

收を確保する必要があると同時に、他方において、私法秩序を尊重し、個人の権利を不必要に不安に陥れないよう十分配慮すべきであることは言うまでもなく、このような観点から、私法秩序の尊重と租税の徵収の確保との要請の調整をできる限りはかることとしたのであります。

その一は、質権または抵当権と租税の關係に関する事項であります。現行制度においては、質権及び抵当権に

よつて担保される債権は、その設定定期が地方税の納期限より一年以上前にあるものに限り、地方税に優先することになつてゐるのであります。これと並んで、地方税の法定納期限以前に設定されたものは、地方税に優先することとしたのであります。この改正により、抵当権者等がその抵当権等の設定のときにおいて予測できない租税の発生により不測の損害をこうむることを防ぎ、取引の安全をはかつたのであります。さらに、これに関連いたしまして、質権、抵当権の証明方法につきましても、現行の公正証書による証明を必要とする制度を改め、登記登録のある抵当権等は証明を必要とせず、その他のものについても内容証明郵便による証明等によることとし、株式その他有価証券に対する質権については、その事実の証明で足りるよう措置することにしたのであります。

その一は、先取特権及び留置権と租税との関係に関する事項であります。先取特権及び留置権につきましては、従来は、地方税の徵収に際して何らの保護も加えられていなかつたのであります。が、私法秩序を尊重する見地から、質権及び抵当権との権衡を考慮して、それぞれの地位に応じた適当な保護を加えることといたしたのであります。

第三は、徵収制度の合理化に関する事項であります。

その一は、徵収の緩和措置に関する事項であります。

災害や疾病等の理由で税金を納めることが困難な場合に認められる徵収猶予は、従来は一年間に限つて行われていたのであります。が、事情によつては、二年まで延長できることとし、また、

満納処分の執行猶予の制度につきましても、原則として、換価処分の猶予と名称を改め、大幅にその要件を緩和し、従来事実上、の猶予ないし納付誓約として行政的に処理されておりましたものについても、原則として、換価処分の猶予を適用することとして、納税者の権利の保護をはかることとしたのであります。

その一は、譲渡担保及び仮登記による担保される債権と地方税との調整に関する事項であります。

前に述べました通り、抵当権等によつて担保される債権に対し、租税の優先徵収権を制限することとした反面、経済的実質において抵当権等と同一の性質を有する譲渡担保によつて担保される債権につきましては、抵当権等によつて担保される債権と同様に扱うこととし、譲渡担保の設定が法定納期限後に行われた場合に限り、譲渡担保設定者の租税をその譲渡担保の目的となつた財産から徵収することができることとしましたのであります。担保の目的でされている仮登記についても同様であります。

その三は、担保権付財産の譲渡と地方税との調整に関する事項であります。すなわち、抵当権等が設定された財産が譲渡されたときは、その譲受人の地方税は、常に抵当権等に劣後することとする反面、財産の譲渡による地方税の回避を防止するため、地方税に劣後していた抵当権等が財産の譲渡といふ偶發的なことにより利益を受ける部分については、抵当権者等から譲渡する人の地方税を徵収することができる措置を講ずることとしたのであります。

その四是、法人の形態を利用する等第三者の地位を利用する地方税の徵収

社、財産譲受人等に対し実質課税が行われた場合等にも、この第二次納稅義務制度を整備合理化することともに、実質課税が行われた場合充することとしたのであります。

その五は、地方税についても、国税徴収法改正法案と同様に、民事訴訟法の仮差押に準じた保全差押の制度を設け、地方税の徴収を確保できるよう措置したのであります。

その他、地方税法中、徴収関係規定の整備合理化をはかることいたしました。

各税目にわたる改正の主要内容は、滞納処分に関する事項であります。

地方税の滞納処分手続につきましては、従来通り国税徴収法の規定の例によることいたしておりますが、地方税法自体に定められている事項については、滞納処分手続の合理化と第三者の権利保護をはかるため、督促制度、異議申立の期間、第三者の占有する差押動産等の搬出及び換価の制限等について所要の改正を行うこといたしました。なお、その例によることとしております國税徴収法改正法案の滞納処分手続においては、第三者の権利の保護をはかり、差押禁止財産の合理化、特に給料等の差押禁止範囲の合理化を行います。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

以上が、地方税法の一部を改正する法律案の提案理由及びその要旨でござります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○説明員(大村義治君) 御指名によれば、まして、地方税法の一部を改正する法律案の要綱の御説明を申し上げたいと思います。お手元に差し上げておりますように、法律案の要綱の順序に従つて、要点を御説明申し上げたいと思います。

第一の「方針」でございますが、その一、「地方税徵収制度の合理化を図るため、私法秩序の尊重と地方税徵収の確保の調整を図ることを基本とし、国税徵収法の改正と対応して地方税法の関係部分の改正を行ふものとする」。これは、先ほど大臣が申し上げました提案理由の説明にもござりますよろしく、提案されることに対応いたしまして、地方税法の徵収関係の部分を改正いたしました。そうとするものでございまして、その趣旨は、私法秩序の尊重と、地方税徵収の調整をはかるということを主眼としているものでございます。

第二番目は、「地方税徵収に関する現行地方税法の体系を維持するものとし、滞納処分手続について、従前どおり国税徵収法の例によるものとすること」。これも提案理由の説明にあります通り、現在地方税法の内容が、初めに総則の規定がございまして、それから二十三の税目にわたる各税目についての規定があるわけでございますが、たゞ、滞納処分手続自体につきましては、滞納処分手続の建前を維持することにいたしておりますので、その実質的部分につきましては、国税徵収法の例によるといふ從来の建前を維持することにいたしておりますが、各税の方におきましては、滞納処分手続につきましては、國税徵収法の改正が行われれば、國税徵収法の例によるといふ從来の建前を維持することにいたしておりますので、その実質的部分につきましては、國税徵収法の改正が行われれば、

は、その部分がそのまま地方税の滞納処分についても適用されるというふうにいたしまして、国税徴収法の滞納処分の章に上つておられます規定は、わざわざこちらでは書かないで済ます。しかし、滞納処分に關係のある規定におきましても、従来から地方税法の各税目の中にある規定につきまして、今回の改正により改正する必要がある部分に限りまして改正を加える、そういうふうな改正のいたし方をしておるわけでござります。

次に、内容のおもな点でございますが、要綱の「要領」というところに、大きく分けまして十項目ほど上つております。内容が法律技術的な問題でございますので、全部申し上げますと、非常に時間がかかるうかと思ひますので、要綱に上つております大きな柱につきまして、要旨を御説明申し上げたいと思います。

その一は、「地方税は、原則として、他の公課及び私債権に対して優先して徴収する。」ものとする。これは、申すまでもなく、地方税は地方財政の裏付としまして非常に重要なものでございます。従来から、原則として他の公課及び私債権に対して優先するという建前をとつておるわけでございますが、今回の改正におきましても、この建前は維持することにいたしております。これを条文で申し上げますすると、改正法案の十四条にその事柄をはつきり書いてございます。

その次に、これは私債権との調整の関係で重要な点でござりますが、「地方税の法定納期限以前に設定された抵当権又は質権に対しては、地方税を優先して徴収しない。」これは、提案理

由にもございましたように、従来質権及び抵当権と地方税との関係につきましては、地方税の納期限より一年前に設定された場合には、私債権であります抵当権または質権により担保されてる債権が、平たく申し上げますれば、税に優先いたしますが、その後に設定されたような場合には、税の方が優先するという建前になつておつたのでございますが、租税徵収制度調査会の方の慎重なる検討の結果、一年前といふものをはずしまして、法定納期限以前にこれらの私債権が設定された場合には税に優先する、平たく申し上げますると、租税があるということがわからないようない状態でこれら担保付債権が設定された場合には、その方を払う。法定納期限後であつて、租税があるといふことがわからずる状態のもとに設定された場合には、これは、租税の方が優先するのが最も正しいあり方であると、こういふうな結論が出来ましたので、それを法文化して、改正案で申し上げますと、十四条の九、十四条の十というところにこれらの規定を設けておるわけでござります。

す。古い判例におきましても、財産が譲り渡された場合におきましても、納期との関係で優先関係をきめるというふうになつておつたのでござりますが、最近の最高裁の判例等におきましては、現在の法律の規定が適用されることは、譲渡人の財産について設定された租税との関係だけであつて、譲り渡し後に對してまで及ぶのはおかしいと、こういうふうな判例も出て参りましたとして、その関係を明確にする必要が生じたのでございますが、租税徵収制度調査会の答申におきましては、譲受人の租税が譲渡人の財産に設定された抵当権に勝つというのはおかしい。その場合には、やはり抵当権の方がむしろ税に優先するのだ、こういうふうな答申が出たのでござりますので、こういう場合におきましては抵当権等が譲受人の地方税に對して優先するということを明らかにいたしました。ただ、その抵当権が譲渡人の地方税の法定納期限よりあとに設定されている、地方税に劣後するというような状態におきましては、財産の譲渡によってその抵当権が不當に利益するというふうな場合が発生するおそれがあるのですので、こういった場合における租税の回避を防ぐために、譲渡人の抵当権等から譲渡人の地方税を一定の範囲で徴収できるような措置を講ずる、こういうふうな措置を講ずることにいたしたわけでございます。この関係の規定が改正案の十四条の十一、それから十四条の十六というふうに規定されているわけでございます。

に緩和いたしまして、納税者の方で誠実に納税する意思があり、また、滞納者の事業の継続を著しく阻害するおそれがあつたり、また、執行猶予する方が有利であるために執行するよりも徴収上有利である。こういうふうな事情のあります場合は、おきましては、処分を猶予いたしまして、実情に適するようにいたしますが、徴収猶予につきましては十五条、十五条の二、十六条、処分の猶予につきましては十五条の七、その辺に改正規定いたしては、十五条を規定いたしているわけでござります。

いまして、地方税を優先して徴収することとするというふうに改正をいたしております。この仮登記の関係は、四条の十七で規定されております。ただいま仮登記について申し上げたのでございますが、同じように担保的機能を有するものとしまして、譲渡担保という制度が、これは民法上公認はされておりませんが、実際の取引界において非常に行われております。形式上財産は譲渡いたしますが、従渡者の方に使用を認めまして金融を仰ぐ、その場合に、やはり担保的機能を営むものとして譲渡担保という制度が行われておるわけでございますが、従来の扱いにおきましては、形式上譲渡がされておりますので、譲渡担保の設定されました財産につきましては、租税の徴収は及び得ないというふうな扱いになつておつたわけでござりますが、これも、ただいま申し上げました仮登記と同じような趣旨によりまして、担保的機能が営まれるというふうに認められる場合におきましては、譲渡担保の設定者の方に対しましても、第二次の納稅義務として徴収できるようになりますといふように改正いたしております。これが十四条の十八、十四条の十九に規定されておるわけでござります。

た場合に、補完的にこの形式的に財産が帰属している者に対しまして租税を徴収してみると、こういうふうな制度でございますが、従来も、この制度は地方税法の総則中にあるわけでござりますが、その関係の規定が幾分不明確な点もございまして、関係者の権利の点につきましても十分でない点がございましたので、第二次納稅義務についてもこの基本的な規定を設けると同時に、ここにあげられておりますように、同族会社、財産の譲受者、あるいは共同的な事業者等の場合につきまして、第二次納稅義務の関係の規定を整理、合理化するというような改正規定を用意いたしておるわけであります。

第六番目、「滞納処分手続について

は、国税徴収法の規定の例による」としましては、先ほどの「方針」の第二で申し上げた通りでございますが、今回の国税徴収法の滞納処分の手続について相当重要な改正が加えられております。それが、地方税の滞納処分につきまして、改正後そのまま適用されるわけでございま

すので、そのおもな要点だけを簡単に申し上げます。

第一に、「差押禁止財産の範囲を拡充し、特に給料の差押禁止額について

は、低額の所得者には緩に、高額の所得者には厳になるよう改める」とい

う点であるわけでござります。従来は一律に給料の七五%を差押禁止の額と

するといふふうになつておったわけでござりますが、今回の改正によりま

しては、給料の額に応じて差押禁止の額

を定めることとし、少くとも最低生活

を維持するに必要な金額は差押禁止を

する。さらに、高額の所得者に厳に、

徴収して参ると、こういうふうな制度

でございますが、従来も、この制度は

地方税法の総則中にあるわけでござ

りますが、その関係の規定が幾分不明確な点もございまして、関係者の権利の

点につきましても十分でない点がござ

いましたので、第二次納稅義務につき

ましての基本的な規定を設けると同時

に、ここにあげられておりますよう

に、同族会社、財産の譲受者、あるいは

共同的な事業者等の場合につきまし

て、第二次納稅義務の関係の規定を整

理、合理化するというような改正規定

を用意いたしておるわけであります。

この関係が改正案の十一条の五、十一

条の六、十二条の七あたりに上つてお

るわけでござります。

第七番目、「滞納処分の執行停止を行ふ」としましては、「従来はいつでもやれたので

差押は、原則として最後に行う措置を講ずる。」従来はいつでもやれたのでございますが、改正後におきましては、最後に行う措置と

は、最後に行う措置とするというよう

に改めておるわけでござります。

第八番目、「第三者が占有する動

産の差押は、引渡命令を発した後これ

に応じないとき限り行うこととし、

前払賃料については租税に優先して配

当する措置を講ずる。」これも、従来

でございますが、今回の国税徴収法の

滞納処分の手続について相当重要な改

正が加えられております。それが、地

方税の滞納処分につきまして、改正

後そのまま適用されるわけでございま

すので、そのおもな要点だけを簡単に

申し上げます。

第一に、「差押禁止財産の範囲を拡

充し、特に給料の差押禁止額について

は、低額の所得者には緩に、高額の所

得者には厳になるよう改める」とい

う点であるわけでござります。従来は

一律に給料の七五%を差押禁止の額と

するといふふうになつておったわけでござ

りますが、今回の改正によりましては、

給料の七五%を差押禁止の額と

するといふふうになつておったわけでござ

りますが、今回の改正によりましては、

に規定する滞納処分の例によつて滞納処分ができるといふように、はつきりと書くことにいたしております。この関係が、たとえば事業税で申し上げますと、七十二条の六十八あたりに上つてゐるわけでございます。それから、交付要求あるいは参加差押、こういつた規定は、やはり七十二条の六十八等に上げてゐるのでござります。

その他の各税目におきましては、滞納処分に関する異議の中立等の期限の特例、あるいは差押動産等の搬出及び換価の制限、あるいは不動産等の売却決定等の取消の制限、それぞれ各税目に規定の整備をはかつてゐるわけでござります。

以上が改正法律案の要点でございまして、附則におきましては、公布の日につきまして、公布の日から起算いたしまして九ヶ月をこえない範囲内で政令で定める日から施行することにいたしております。附則の第一条に、この点を述べておりますが、その理由は、府県、市町村を通じて、改正法の実施に十分なる準備期間を置く必要があるといふ観点からいたしまして、公布の日から起算して九ヶ月をこえない範囲で、大体九ヶ月後に施行するといふうに予定いたしておきまいます。

なお、徴収の猶予、換価の猶予等、納税者の利益となる部分につきましては、他の規定と引き離しまして、公布の日から施行できるよう経過的措置を講ずることいたしておきます。

○委員長(館哲二君) 以上二法案につきましての質疑は、他日に譲ることにいたしたいと思います。

○委員長(館哲二君)

次に、国会議員

改正でございます。

の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案を議題に供します。

政府の提案理由の説明は、去る三日に聴取いたしておりますので、本日は、まず政府委員から詳細な説明を聞きたいと思います。

○政府委員(松村清之君) この改正の法律案に基きまして御説明申し上げたいと存じますが、これは、先般提案理由で説明があつたと思いますが、まあ

三つの点について改正を加えておるわけでござります。

一つは、各種の基準経費の中に含まれております費用弁償額、人夫賃、嘱託手当の額を引き上げること。それからもう一つは、衆議院議員の選挙における選挙運動期間を五日間短縮いたしました。それに伴う基準額の改訂。それから第三は、国会議員の再選挙、補欠選挙等の執行に要する額を実状に合

うように改正する。こういふ三つの骨子といたしまして、それに伴いまして、この法律の各所にまたがつており

う観点からいたしまして、公布の日か

ら算して九ヶ月をこえない範囲で、

大体九ヶ月後に施行するといふうに予定いたしておきまいます。

なお、徴収の猶予、換価の猶予等、

納税者の利益となる部分につきましては、他の規定と引き離しまして、公布の日から施行できるよう経過的措置を講ずることいたしておきます。

○委員長(館哲二君) 以上二法案につきましての質疑は、他日に譲ることにいたしたいと思います。

○委員長(館哲二君)

次に、国会議員

改正でございます。

の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案を議題に供します。

政府の提案理由の説明は、去る三日に聴取いたしておりますので、本日は、まず政府委員から詳細な説明を聞きたいと思います。

○政府委員(松村清之君) この改正の法律案に基きまして御説明申し上げたいと存じますが、これは、先般提案理由で説明があつたと思いますが、まあ

三つの点について改正を加えておるわけでござります。

一つは、第六条の改正の関係でござりますが、まず六条の第一項の中で、九万二千円を九万三百二十七円に改めました。それに伴いましてこの表を改正しました。これに伴いましてこの表を改正したるものでござります。

二つは、第十三条第一項の改正でござります。

三つは、第五条第一項の改正でござ

ります。

○委員長(館哲二君)

次に、国会議員

改正でございます。

○委員長(館哲二君)

が明らかになつておられます。それからまた、御指摘の場所におきまして、大坂府の市町村長会議といふものは開催されていなかつた。かようなことでありますので、一応私の方で調査いたしました結果を御報告申し上げておきま

質疑は、次回に続行したいと思いま
す。

○委員長(館哲二君)なお調査事項その他についての質疑のある方は、御発言願います。

上つた分についてで、ちょっと時期も悪いのですが、実は公営企業金融公庫の問題につきまして、ちょっとふに落

見えになりませんのですから、局長等いろいろ質疑をいたしましたのですが、非常に大事な問題が一つある

と思うのです。直接の問題じよとさいません。市町村の各団体等から、公有林の特に造林等にに関する融資の問題、

望があつたことは、御承知の通りでござりますし、私どもも、それぞれそりやう趣旨の陳情を受けておつたのでござります。

さいなか今度の予算書等を見たて
と、当然市町村等で行うそういう仕事
のためには、市町村に融資をする、起
債をするということが建前であらう

と、こういうふうに考えておつたので
すがね。農林漁業金融公庫の方に一般
会計から七億ばかり金をやっているで
すね。そこで、民有林の造林等につい
ても融資すると、従来とも多少それぞ
れ補助とか何かあつたのですが、今回

そういうことでやつしていくと、こういふことで何かすりかえられたような格好ででき上つてしまつたんですが、さつき局長なんかの話を聞きますと、公営企業金融公庫法の方へ何とか引き戻したい、こういふ話であります。が、今後これは一つ大臣としても、そういう方向にぜひ持つていってもらいたいと思ふんですが、とりあえず三十四年度に、市町村の公有林についての造林等のための起債は、七億のうち大体四億程度回す予定だと、そういう話があるんだと、こういふことなんですが、これは、今の法なり、あるいは農林漁業金融公庫法のあの法の建前等からしますと、町村に回るのは不可能だと思ふんです。農林漁業金融公庫法の中の第一条には、農林漁業者に対する融資として、あるいは金融の機関としてあらができてる。さらに、の中に他の金融機関からの融資困難などのに対してもうといふことがはつきりあるわけですね。町村はいずれにも該当しないのぢやないか。農林漁業者でもなければ、あるいはまた、融資が困難な団体と頭から町村をきめてしまふことは、実情に即しないと思うので、こういう問題で、私は、町村の造林等のための必要な資金を確保するための措置としては、これは実際問題として実現できないのぢやないだらうか、こう思うので、せつかくそういうことのためにも使うといって、ワクをそつちへ一般会計の中から入れておきながら、実情は今言つたようなことになるとすれば、もう形式的にも実質的にも何もできないのぢやないかといふふうに私心配をするんですが、この点について一つ大臣、これは三十四年度中におい

くのものが農林漁業金融公庫の中にた
だ無意味に金がぼり込まれてしまつ
て、公有林の整備のために使われな
い、そういうことのために使うと言つて
おきながら、実際問題となると使われ
ない。こういう問題が出てくるのじや
ないかと思うので、こちら辺につい
て、大臣からお考そのはどをお聞きし
たいと思います。さらばに、今後どうな
さるのか、あわせてお聞かせ願えれば
と思うんですが……。

うようなことをやるもの、これはおかしな話になるので、私どもといたしましては、あくまでも当初の考えに従いまして、市町村の公有林の問題でありますので、これに対する融資としては、やはり当然市町村が融資を受けるたることは、これはもう建設からいたしましても、また実際の扱い上からいたしましても、当然そういうべき筋と私ども考えるところでございます。そういうことで、私どもの方とそれから農林省、大蔵省と再三折衝をいたしておるのでありまするが、まだ妥結いたしておらないのであります。しかし、私どもは、当初の考え方をしていないのであります。何とかして公有林の整備のためにこの金が使えるような姿にしでもらえなければ困りますし、また、そのためには、やはり筋を通して、本來あるべき形に至らわなければ困るということで、当初から一貫した方針で折衝いたしております。また、妥結に至らぬことを遺憾に思つるのでありまするが、私どもの考えは現在も変わっていないのであります。しかし、そんなことを言つたところで、法律改正といつた問題等があることを考えますと、間に合わぬぢやないかと、いう御指摘も、どもつともと思うのであります。その場合における便法をどうするか。まあ私どもは、法律改正をせんでは、あるいは政令関係で行く道もあるのぢやないかと、いうことで、若干検討もいたしてみたのでありまするが、そういうことができないとすれば、一体どうするか。まあ万やむを得ない場合には、仕事を森林組合に委託するというような形で、三十四年度だけは一時便法を講ず

るほかはないのじやないかといふようなことも若干考へないわけではありませんが、しかし、現在のところは、私どもは、そういう便法で行こうといふ線は打ち出しておません。あくまで本來の筋でできるようにするべきであるということで折衝は重ねております。何とか御期待に沿うように、また、私どもも、当初からそういう念願でこの問題を取り上げておりますが、これを途中からほかの方に何か変な形で持つていかれては申しづけないので、何とか御期待に沿うように、今後引き続いて努力して参りたいと、かように考えております。

かしいのじやないかと思います。さつき局長にお聞きしても、今までいろいろやつたがだめだ、これからもやるのだということですが、これは、事務的な段階ではちょっとうまくいかないと思いますが、いかがですか。

○国務大臣(青木正君) 私どもの考え方方は、お話を通りであります。私も筋を通す——単に、何と言いますか、官庁のなわ張りとかどうとかということでなしに、現実にこれをやりますのは市町村でありますから、やはり市町村がやり得るような形にせんければ、これは單なるなわ張りとかどうとかという問題じやなくて、実際に困るのじやないか。また、そうせんければ、実際に市町村として、その市町村が自分の仕事を森林組合に委託してやるという形もおかしなことだと思いますので、やはり市町村が責任を持つてやるために、市町村にそういう資金を正当に流してやることが必要だと私どもは考えるのです。なお、その後折衝を続けておりますが、まだ妥結に至つておりますし、なお、どういう方法が最もいいか筋を通して、しかも、私どもの所期するような目的を達成するように、十分事務的に検討し、また、政治的にどういうお話をございましたが、私、大蔵大臣それから農林大臣とも十分相談をして、所期の目的を達成するようにしてまいります。

○委員長(館哲二君) 本日は、これにて散会いたします。

午後三時七分散会

昭和三十四年三月十八日印刷

昭和三十四年三月十九日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局